

処遇改善加算の実施

当法人では、令和6年の介護報酬改定に伴い、令和6年6月より処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算の3加算を一本化し、処遇改善新加算を算定いたします。以下の要件を実施いたします。

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

イ	新人に対し新人研修の計画に沿って、三か月研修を行っている。新人に対し新人チェックリストの項目ごとに記載し指導の内容や方法について主任が指導を行っている。
ロ	資格取得を目指す者に対する受講支援や受講する場合は出勤扱いにするなどの支援を行っている。

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

イ	経験に応じて昇給する仕組み 森「勤務年数」や「経験年数」に応じて昇給する仕組みを指す。
ロ	資格に応じて昇給する仕組み
ハ	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

イ	経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上である。
---	--

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）

イ	サービス類ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置している。
---	-------------------------------

職場環境等要件

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人事育成方針、その実現のための環境のための施策・仕組みなどの明確化
	職場体験の受入れや地域行事の参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	上位者・担当者等によるキャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設備等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組み	高齢者の活躍（居室やトイレ等の掃除・食事の配膳・下膳、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
	業務手順の作成や記録報告様式工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	地域包括ケアの一員としての役割・コミュニケーション向上に資する地域の児童・生徒や住民との交流の実施

【見える化要件】

イ	ホームページへの掲載
---	------------